

ご近所の子どもや親に、こんな様子はありませんか？

それは、児童虐待のシグナルかもしれません!!

子どもの様子

- 不自然な傷が多い(顔や腕、足などに、いくつかの傷やヤケドのあとがある。)
- 言動が乱暴で、弱い者に暴力をふるったり、小動物に残酷な行為をする。
- いつもおなかを空かしている(食べ物をむさぼるように食べる。)
- 季節にそぐわない服装や、いつも衣類が破れたり、汚れている。
- 夜遅くまで遊んでいたりと、家出を繰り返したり、家に帰りたがらない。



家庭・親の様子

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や、親の怒鳴り声がある。
- 室内やベランダ等にゴミが散乱していたり異臭がする。
- 病気やけがをしても病院に連れて行かない(予防接種や健診を受けさせない。)
- 乳幼児を置き去りにして長時間の外出をする。
- 子どもが泣いても、抱いたり、あやしたりしない。



もしかして?と思ったら…ためらわずに電話を!!

「通告」Q&A



Q1 「通告」することに抵抗を感じます。

A 「通告」という言葉に抵抗があるかもしれませんが、これは、児童相談所等に「連絡」するということです。また、私たちに児童虐待を通告する義務が法律で定められていますので、ためらうことなく連絡しましょう。



Q2 もし、間違っていたら…と思うと、不安です。

A 通告したが虐待ではなかったからといって、罰せられることはありません。むしろ、自信がないからと見過ごすことの方が、子どもに重大な結果を生じさせることになるおそれがあります。



Q3 連絡したことが、親に知られないか心配です。

A 通告を受けた児童相談所等は、連絡した内容や、誰が連絡してきたかなどの情報を漏らしてはならないと、法律で決められています。親や周囲の人に、通告した人が特定できるような情報が流れる心配はありません。



Q4 「通告」のあと、子どもたちはどうなるの。

A 緊急受理会議が開かれ、対応を検討します。学校や保育所などから情報収集し、虐待と認定されたときは、保護者への指導・助言、子どもの保護などを行います。緊急と思われる場合は、立ち入り調査や子どもの一時保護なども行います。

